

【臨時総会資料】 PTAの新しい組織体制について

- 説明1. 臨時総会に至った経緯について
- 説明2. 現在の片柳小学校PTAについて
- 説明3. 新しい組織体制と変更点について
- 説明4. 事業内容の変更点について
- 説明5. 議決に至るまでの流れ

1. 臨時総会の経緯(1/7)

坂戸市立片柳小学校PTA会則 第2条

本会は保護者と教職員が協力して、
学校教育の向上と家庭と学校と
社会における児童の幸福を
図ることを目的とする。



1. 臨時総会の経緯(2/7)

学校教育の向上

- 限られた予算の中で、児童に十分な教育を提供するには、教職員の間接業務の削減が効果的です。
運動会、花植え、田植え、体験学習等を保護者が手伝うことで教職員の間接業務を削減できます。

家庭における児童の幸福

- インターネットは様々な情報を収集できますが、PTAでは研修会等で正確な情報を収集できる機会があります。
保護者のスキル向上により、児童の幸福に繋がります。

1. 臨時総会の経緯(3/7)

学校と社会における児童の幸福

- 保護者、学校、地域の方々が、円滑にコミュニケーションを行えることにより、お互いに様々な情報が共有できます。
さらに、大人同士が楽しく挨拶したり会話したりする姿勢を子供に見せることは、児童の健全な成長の一助になる上、地域の防犯にも繋がります。
※『健全な成長』と『防犯』が児童の幸福に繋がります。

PTAは 子供のために 大切なもの・・・

そんなことは わかってる・・・

自分の子供が 愛おしいとも 思っている・・・

それでも できない時だってある・・・

だって人間だもの

そんな令和5年度のPTA会長→
が、アンケートを行いました。

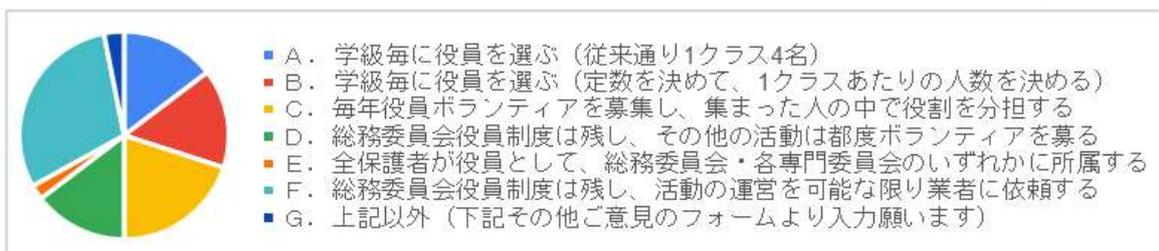


1. 臨時総会の経緯(4/7)

令和5年度に実施したアンケート

『ご自身のお考えに最も近いパターンをお選びください。』

※1家庭1回答



回答率：54% 学級毎の役員制度(A・B)：約30%

ボランティア制度(C・D)：約34.6% 業者委託(F)：約30%

1. 臨時総会の経緯(5/7)

アンケート結果を元に、新組織の基本方針を策定 ※第1回説明会より引用

- ・学級毎で互選する役員制度を廃止し活動ごとにボランティアを募る。
- ・ボランティアが集まらない場合は、活動の必要性を検討し、継続必須と判断したら業者に委託する。総務も含む。
- ・総務委員制度を残す。但し推薦は廃止。

1. 臨時総会の経緯(6/7)

改定プロセス ※第1回説明会より引用

新組織検討プロジェクトチームを発足

↓

PJチームによる検討会を実施

具体的な組織図及び会則等の案を策定

↓

第2回運営委員会(令和6年11月8日開催)にて方針を審議

↓

臨時総会を開催 ※改定内容について審議を行う。

↓

第3回運営委員会(令和7年2月7日開催)にて会則を改定

1. 臨時総会の経緯(7/7)

できる人が、できる時に、
できる範囲で活動できる
風土を構築することにより
PTAを活性化させることが
今回の改革の目的です。



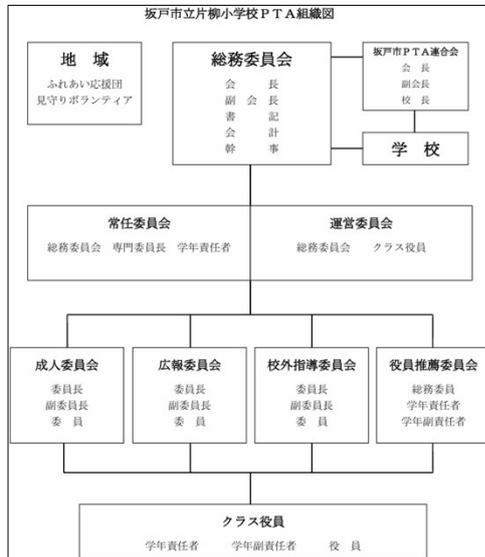
【臨時総会資料】

PTAの新しい組織体制について

- 説明1. 臨時総会に至った経緯について
- 説明2. 現在の片柳小学校PTAについて
- 説明3. 新しい組織体制と変更点について
- 説明4. 事業内容の変更点について
- 説明5. 議決に至るまでの流れ



2. 現在の片柳小のPTA(1/2)



左記の図は、令和6年度（今年度）の総会資料に掲載された、片柳小学校PTAの組織図です。

総務委員会のメンバーは、前年度の役員推薦委員会で互選されます。

クラス役員のメンバーは、当年度の初回の懇談会の中で、各学級毎に4名互選されます。さらにクラス役員は、成人委員会、広報委員会、校外指導委員会のいずれかに、必ず所属することになり、各委員会の中で正副委員長を決めることとなります。

2. 現在の片柳小のPTA(2/2)

クラス役員は、児童1名につき1回以上ということが会則第15条で決められています。



年度初めの懇談会の中で、クラス役員を決めますが、決まらなければ、クジやジャンケンで決めます。

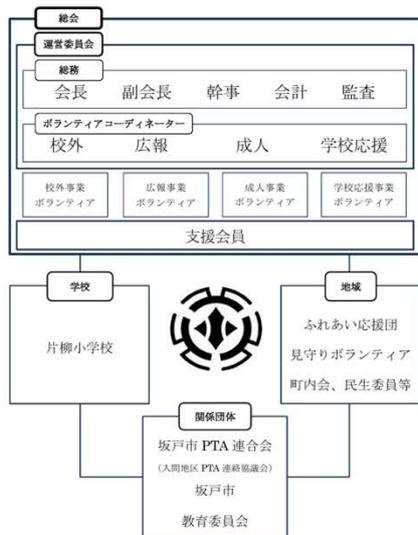


【臨時総会資料】 PTAの新しい組織体制について

- 説明1. 臨時総会に至った経緯について
- 説明2. 現在の片柳小学校PTAについて
- 説明3. 新しい組織体制と変更点について
- 説明4. 事業内容の変更点について
- 説明5. 議決に至るまでの流れ

3. 新しい組織図と変更点(1/3)

坂戸市立片柳小学校PTA組織図



左記の図が、令和7年度以降の組織図です。

- ポイント1
学級毎で互選する役員制度を廃止する為、『クラス役員』を削除しました。
- ポイント2
クラス役員廃止に伴い、成人委員会、広報委員会、校外指導委員会を削除しました。
- ポイント3
「総務委員会」を「運営委員会」と名称変更し、総務とボランティアコーディネーターで区分けしました。
- ポイント4
ボランティアコーディネーターは、ボランティアを募集して支援することが業務内容で、事業の実務は各事業ボランティアが行います。
- ポイント5
会費は納めても、事業活動を行うことが困難なPTA会員を「支援会員」としました。
- ポイント6
PTA（総会）と、学校と、関係団体と、地域は縦ではなく横の繋がりで、片柳小学校の校章を児童として、関係者がみんなで児童を見守っていることをイメージしたレイアウトにしました。

3. 新しい組織図と変更点(2/3)

組織変更による、会則第14条(人数)と、第17条(業務内容)の変更点は次の通りです。

令和6年度(現在) 《変更点を赤字で表記》	令和7年度(今後) 《追加事項を青字で表記》
<p>【会長：1名】 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・運営委員会・常任委員会・学年委員会・専門委員会および臨時委員会を招集し、議長となる。</p> <p>【副会長：3名】 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>【書記：2名】 ※業務内容を幹事に集約する。 書記は本会の庶務を行い、会の活動に関する事項を記録し保管する。</p> <p>【会計：保護者2名、教職員1名】 会計は総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。</p> <p>【会計監査：保護者1名、教職員1名】 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>【幹事：保護者1名以上、教職員1名】 幹事は、会の円滑な運営を図るため総務を補佐する。</p>	<p>【会長：1名】 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・運営委員会を招集し、議長となる。 また、学校、地域、関係団体との連携を図る。</p> <p>【副会長：1名以上】 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>【幹事：保護者1名以上、教職員1名】 幹事は、会の円滑な運営を図るため総務を補佐する。 また、ふれあい応援団の代表となる。</p> <p>【会計：保護者1名以上、教職員1名】 会計は総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。</p> <p>【監査：保護者1名以上、教職員1名】 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>【ボランティアコーディネーター：各事業毎に1名以上】 各事業のボランティアを募集し、集まったボランティアに活動方法を案内する。</p>

3. 新しい組織図と変更点(3/3)

【補足】

広報と成人と学校応援のボランティアコーディネーターは、立候補者がいなければ、その年度の事業活動はPTAとして行われなくなります。

例えば、広報のボランティアコーディネーターの立候補者がいなければ、その年度の広報紙は発行されません。

学校応援のボランティアコーディネーターの立候補者がいなければ、その年度のボランティアを募集することができない為、教職員の業務負担が大きくなります。

運営委員会の役員は、運動会・入学式・卒業式の行事で特設席を設ける等といった、親として嬉しいメリットを用意します。（祖父母や児童の兄弟も入場可とする）

運営委員会の役員を立候補制にする為、役員選考規定が廃止となります。

規定廃止に伴い役員希望登録カードも廃止となり、役員及び会員の負荷が削減されます。

【臨時総会資料】 PTAの新しい組織体制について

- 説明1. 臨時総会に至った経緯について
- 説明2. 現在の片柳小学校PTAについて
- 説明3. 新しい組織体制と変更点について
- 説明4. 事業内容の変更点について
- 説明5. 議決に至るまでの流れ

4. 事業内容の変更点(1/4)

令和6年度 PTA事業計画 (案)

総務委員会	担任・運営委員会	校外指導委員会	広報委員会	成人教育委員会	学年関係
4 ・委員会 (新旧) ・第38回定期総会 (書面)	・PTA総会準備委員会 (兼任・並背) (書面) ・第38回定期総会 (書面)	・あいかつ担当表作成 (年3回) ・引き渡し訓練			・懇談会(学年)
5 ・委員会 ・PTA会費集金	・第1回運営委員会		・広報づくり情報交換会		・PTA会費集金 ・運動会
6 ・委員会	・第11回常任委員会	・通学路アンケート ・地域安全会議		・坂戸市小中学校PTA人権研習会 ・花緑え	・懇談会(学年)
7		・安全・安心 (環境浄化) /パトロール研習会 ・通学路点検	・やなぎ第121号発行 ・コントロール用広報紙提出	・学校給食運営委員会	
8 ・校外遊覧		・校外遊覧			
9	・第2回運営委員会	・安全・安心 (環境浄化) /パトロール実践研究会	・広報づくり講習会	・坂戸市小中学校PTA人権研習会	
10 ・役員推薦活動				・成人教育研習会 ・給食試食会	・役員推薦活動
11 ・委員会		・こども110番	・広報誌コントロール	・花緑え	・持久走大会
12			・やなぎ第122号発行		・懇談会(学年)
1 ・委員会					
2 ・入学説明会	・第3回運営委員会	・入学説明会 ・通学路会議			・懇談会(学年)
3			・やなぎ第123号発行		
4			・やなぎ特別号発行 (5月)		

左記の図は、令和6年度の事業計画です。

赤字が変更した事業です。

緑文字は事業活動の方法を変更するものです。

必要な活動の抜本的見直しを行い、事業活動のスリム化も行いました。

※事業計画は変更になる可能性もあるので、ご通知おきます。

4. 事業内容の変更点(2/4)

令和7年度 P T A事業計画 (案)				
総務事業	校外事業	広報事業	成人事業	学校応援事業
4 ・ 総会準備 ・ 第28回定期総会 (書面)	・ あいかつのお知らせ (年3回)			
5 ・ 第1回運営委員会 ・ PTA会費集金 ・ 学校運営協議会				・ 運動会
6 ・ 地域安全会議	・ 地域安全会議		・ 花植え	
7 ・ 学校運営協議会		・ やなぎ葉***号発行		・ 学校給食運営協議会
8				
9 ・ 第2回運営委員会				・ 人権教育
10 ・ 総務委員及び学校応援団員立候補者募集			・ 給食試食会 (PTA主催)	
11			・ 花植え	
12 ・ 学校運営協議会		・ やなぎ葉***号発行		
13 ・ 入学準備会資料作成				
2 ・ 第3回運営委員会 ・ 学校運営協議会	・ 新通学路決め			
3				
4				

左記の図は、令和7年度の事業計画案です。

青文字は追記事項です。学校運営協議会と地域安全会議は、実際に実施していたのですが、事業計画に掲載されていなかった為、この機に掲載しました。

緑文字は事業活動の方法を変更するものです。

※本事業計画は片柳小学校の活動に限定して掲載しています。 愛西市、教育委員会、愛西市PTA連合会等が主催する事業においては、可能な範囲で協力します。 また、事業計画は変更になる可能性もあるので、ご了解おくだまい。

4. 事業内容の変更点(3/4)

【補足】

混乱を避ける為、事業計画は片柳小学校の活動に限定して掲載しています。関係団体が主催する活動は、可能な範囲で協力します。

給食試食会はPTAが主催する事業活動です。出席希望者が設営等の作業を行う方針となります。



「あいかつ」「通学路アンケート」「通学路点検」においては、児童の安全の為に必要不可欠な事業活動となります。

ボランティアが集まらなければ、業者に委託してでも実施する活動です。この3つの事業活動を1つにまとめて、さらに参加しやすい方法にしたものが「あいかつのお知らせ」です。

4. 事業内容の変更点(4/4)

【あいかつのお知らせとは】

《従来の活動方法》

- ・ 役員が当番表を作成
- ・ 教職員が当番表を添削
- ・ 役員が当番表の配信準備
- ・ 教職員が当番表を配信
- ・ **当番の会員**があいかつを実施
- ・ 役員が通学路のアンケートを実施
- ・ 役員が通学路の点検を実施
- ・ 役員と教職員が各情報を共有
- ・ 役員が市(県)に活動状況を報告

《今後の活動方法》

- ・ 役員が活動方法の配信準備
- ・ 教職員が活動方法を配信
- ・ **活動可能な会員**があいかつ実施
- ・ 会員がフォームスで活動結果を報告
※結果報告は強制ではない。
- ・ 役員と教職員が各情報を共有
- ・ 役員が市(県)に活動状況を報告



【臨時総会資料】

PTAの新しい組織体制について

- 説明1. 臨時総会に至った経緯について
- 説明2. 現在の片柳小学校PTAについて
- 説明3. 新しい組織体制と変更点について
- 説明4. 事業内容の変更点について
- 説明5. 改定に至るまでの流れと議決

5. 改定に至るまでの流れと議決(1/2)

【臨時総会の開催理由】

会則や規定は運営委員会で改定するものですが、大きな改定内容となるため臨時総会で方針の議決を得たいと考えました。

【改定までの流れ】

- ①会長が臨時総会開催のお知らせを配信する。
- ②会員が出席可否をフォームで回答する。
- ③欠席される会員は、委任者を回答する。
- ④会長が臨時総会(対面)で内容を説明する。
- ⑤説明した内容で進めて良いか、会員が議決する。
- ⑥可決後、令和7年度の役員の立候補者を募集する。
- ⑦2月7日に開催する運営委員会で、会則及び規定の改定を行う。

5. 改定に至るまでの流れと議決(2/2)

【臨時総会の議決】 ※PTA会則 第19条 3項

総会は委任も含めて全会員数の3分の1以上をもって成立。

会員数： _____ 名 委任者： _____ 名

議決は出席者の過半数をもって決す。

出席者数： _____ 名 賛成： _____ 名 反対： _____ 名